

「BEPSプロジェクト最終報告書の概要と実務への影響」

第5回 『市場固有の特性，受動的関係と低付加価値グループ内 役務提供に係る移転価格ルールの概要と実務への影響』



デロイトトーマツ税理士法人 パートナー 山川 博樹
マネジャー 長田 大輔

Q1 OECD 移転価格ガイドラインの改訂として検討されている，市場固有の特性 (Location-Specific Advantages)，受動的関係 (Passive Association) 及び低付加価値グループ内役務提供 (Low value-adding intra-group services) に係る移転価格ルールの概要，実務上のポイントを教えてください。



まず、「市場固有の特性 (Location-Specific Advantages, 以下、「LSA」)」とは、それによって企業が別の地域に同様の製品やサービスを投入するよりもより良い財務結果を達成することが出来る、地域固有の市場の特徴及び生産要素を指します。OECDによるBEPSプロジェクト行動8～10「移転価格の結果と価値創造の一致」の最終報告書においては、ロケーションセービング(低コストな税務管轄地と高コストな税務管轄地との間での営業費用(低水準の人員費)等の差異から得られるコスト削減)、及び、ロケーションセービングには該当しないその他のローカル市場の特性(販売、生産に係る規模の経済による競争優位の獲得を可能にするローカル市場の特性。マーケットプレミアム等が該当する)の2つが言及されており、本報告書においてLSAは正式に定義されていませんが、LSAはそれらを含む広義の概念を指します。ロケーションセービングについては、OECD移転価格ガイドラインにおける事業再編に係る移転価格の論点に係る第9章においてこれまで言及され、移転価格税制の文脈におけ

る意義や性格付けについては必ずしも明確でない部分がありました。従来からロケーションセービングが無形資産であるか否か議論がありましたが、LSAは企業がコントロールすることは出来ず、また特定の企業に帰属するものでもなく、単に企業が活用出来るものであるため、連載第3回「無形資産取引、及び、リスクと資本に係る移転価格ルールの概要と実務への影響」(以下、「連載第3回」)においても述べた通り(No.3417参照)、今回の無形資産に関するガイダンスにおいて、LSAが無形資産とは見做されないことが明確化されました。

また今回のガイダンスでは、ロケーションセービングの測定にはローカル市場の特性に関連した「便益」と、特定地域に所在することで負担する運送費用や管理費用の増加等の「コスト」の両面を検討する必要があること、またそれら便益とコストをネットした上で便益が上回る場合に、以下を確認の上、誰にどの程度の便益が帰属するかを検討すべきことが提示されました。

- LSAが存在するか否か

- LSA のネット金額
- LSA が多国籍企業グループに所属する企業に帰属している、または独立第三者の顧客あるいはサプライヤーに転嫁されている場合
- LSA が独立第三者の顧客あるいはサプライヤーに転嫁されていない場合、同様の状況において事業を行う独立企業が、ロケーションセービングに基づく便益をどのように法人間で配分するか

次に、「受動的関係 (Passive Association)」とは、ある法人が単に多国籍企業グループ内の他の法人と関係や繋がりを有していることのみで生じる付随的な便益 (incidental benefits) を指します。OECD 移転価格ガイドライン第1章D節に今後反映される変更事項として「Guidance for Applying the Arm's Length Principle」の『D.8. MNE group synergies』や「Low Value-adding Intra-group Services」の『B.1.4. Incidental benefits』等で論じられていますが、今回のガイドラインは金融取引に焦点を当て、グループ内の金利や保証料の設定に当たり検討すべき内容として提示されたものと考えられます。すなわち、事業体がある多国籍企業グループに所属することのみによって、その事業体の信用格付けが上昇する、独立第三者のローンの貸手が、その事業体が当該多国籍企業グループに所属しない場合に適用する金利よりも低い金利を設定する場合等、市場が受動的関係を認識する場合には、その経済的な影響についても認識すべきことが言及されています。ただし、法的拘束力を有する保証や担保の提供等、グループ内のある事業体の潜在的な収益力を向上させるために多国籍企業グループに所属していることを能動的に活用する行為とは区別

されます。受動的関係については従来より議論があり、今回のガイドラインで新たに追加された内容ではありませんが、グループ内でのローンの金利や保証料の設定方針が独立企業原則を満たしているかを今後検証する上で、確認すべき重要なポイントとなるかと思われます。

最後に、「低付加価値グループ内役務提供 (Low value-adding intra-group services)」については、多国籍企業グループ内で行われる役務提供活動の内、支援的な性質で、収益を生み出すような経済的に重要な活動ではなく、また独自かつ価値ある無形資産の使用を必要としないような、相対的に付加価値性が低いと考えられる役務提供活動に関して、その対価支払の必要性や独立企業間での対価算出を簡素化する手法 (アプローチ) を提示しているものです。今回のガイドラインでは、相対的に付加価値性の低い活動で簡素化された手法の適用が考えられる活動の例として、会計及び監査、人事、事業上の規制に関連する業務、IT、法務、税務補助、総務及び事務補助等が挙げられており、その対価については以下のステップに基づき簡易的に算定することが提示されています。

- **ステップ1**：低付加価値役務提供に該当する活動のカテゴリ毎に、役務提供者のみが便益を享受する活動の費用は除いた上で、年間単位でプールされる費用の額を集計する。プールされた費用の内、パススルーコスト¹については特定する必要がある
- **ステップ2**：グループ内の一つの拠点のみに提供される役務に係る費用は除外する
- **ステップ3**：集計された費用について、収益や資産の額、従業員数やITのユーザー数等、簡素化アプローチにおける配賦基準

¹ 独立企業であれば本来直接負担する費用であるが、単に代理若しくは仲介としてのみ活動している関連者が、グループの構成企業の代わりに負担する費用を指す。

を用いて、グループ内の各法人へ配賦する(配賦基準については、各カテゴリーの役務提供により、各受益者が享受すると考えられる便益を合理的に反映可能な要素を選択する必要がある)

- ステップ4：配賦された費用に対し5%のマークアップを付加する。当該マークアッ

プについては、ベンチマークスタディに基づき証明される必要は無い

- ステップ5：グループ内の各法人が支払うべき正味の対価を算出する
- ステップ6：当該対価を裏付ける簡易な文書を準備する

Q2 これらの移転価格ルールが日系企業に今後与え得る影響について教えてください。



LSA に関しては、中国国家税務総局が2012年に国連移転価格マニュアルにおいて「China Country Practices」の章をリリースし、ロケーションセービングに係る中国の移転価格実務上の見解を発表する等、中国に進出している多くの日系企業が既に把握している通り、中国の税務当局は従前から、LSA が取引価格の設定に与える影響を主張し、中国企業の価値創造に対する貢献や中国企業への超過利益の帰属を主張してきました。連載第3回でも述べた通り、行動8（無形資産取引に係る移転価格ルール）において市場固有の特性が残余利益の帰属し得る無形資産には当たらないと整理され、中国税務当局も同様に無形資産に明示的には分類していないものの、無形資産から生じる超過利益の帰属先を検討するに当たっては市場固有の特性を考慮しなければならないとして、市場固有の特性と残余利益の帰属に関する従来からの主張を変えていないようです²。また、インドにおいても、LSA に関する具体的な指針は法令上示されていないものの、インド税務当局は近年の税務調査において、高コストな税務管轄地からインド等の低コストな税務管轄地に事業を移転

したことにより生じる経済的な便益は、実際の事業活動が行われる事業体に帰属するべきであり、また、インド等の現地の比較対象企業を用いたベンチマーク分析により算出される利益水準はロケーションセービングによる便益を考慮していないとして、いくつかの移転価格更正が行われています。LSA による便益を信頼性のある方法で取引当事者間で配分することが可能な現地の適切な比較対象企業とはどのような企業で、また選定することが出来るのか、比較対象企業が存在しない場合にどのような対処が考えられるのかについては、今回のガイドラインでは明らかになっておらず、今後も引き続き各国の税務当局と納税者の判断とで相違が生じ係争が生じ得るものと考えられます。

また、受動的関係について、信用格付はローンの金利や保証料の設定に当たり最も重要な要素の一つですが、受動的関係による経済的な影響を認識し信用格付に調整を行うことは、移転価格を大きく変えることになり、引いては取引当事者の所在地における税務上の結果を変えることとなります。今回のガイドラインにおいて受動的関係について言及されたことで、各国

² 2015年9月17日公表の特別納税調整実施弁法のディスカッションドラフトに基づく。2016年6月29日付公表の42号公告は、特別納税調整実施弁法（2号通達）の関連申告、同期資料の章を切り出して公布されたもので、無形資産の章については含まれていない。

税務当局のグループ内金融取引への関心が高まることが考えられますが、日系企業においても、受動的関係の有無や受動的関係が有る場合にはその移転価格への影響等、受動的関係に関する納税者としての考えを明らかにし移転価格ポリシーを整備すると共に、それをサポートする文書の準備をすることが検討されます。

低付加価値グループ内役務提供については、日系企業は実務上これまでグループ内役務提供をあまり行っておらず、当面の影響は軽微かもしれません。簡素化された手法を用いて低付加価値グループ内役務提供の対価を収受するためには、グループ内の対象法人の所在国において当該ルールの導入・適用が行われる必要がありますが、対象費用に付加するマークアップにつ

いて、前述のようなLSAに基づく利益を考慮すべきと主張してきた国々もあり、5%というマークアップの水準を各国が受け入れるか否かは現在のところ不明です。OECDで引き続き2016年末までに簡素化された手法の実施・導入に向けた検討が行われる予定であり、今後の議論の動向に注意する必要があります。今回のガイダンスに基づくルールが導入・適用される場合には、グループ内での管理費用や本社費用の対価設定方針や文書作成の要件が簡素化され、また、税務当局と納税者間の係争を減少させる可能性があるものと考えられますが、今後の我が国や海外税務当局の動向にもなお注意が必要です。